

久留米市

〔発行日〕平成31年2月1日

農業委員会だより



第7号

発行：久留米市農業委員会 TEL：0942-30-9236 FAX：0942-30-9717 E-mail：noui@city.kurume.fukuoka.jp



主な内容

- 農地の「無断転用」をなくそう
- 農業委員会視察研修報告
- 新規就農者を紹介します
- 平成31年度 許可申請締切日と総会開催日

▲ 安武町で平成28年に就農した 永松 雅樹 さん (4ページに紹介記事あり) ▲

新規就農者を紹介します！



安武町安武本 永松 雅樹 さん(23歳)

Q 農業を始めたきっかけを教えてください。

A 祖父の代から農業をしており、子どもの頃から農作業が好きでよく手伝いをしていました。その中で、後継者として農業をしていきたいという思いが強くなり、農業を始めました。

Q 現在は何を作っていますか。

A 米、麦、大豆を13ヘクタール、イチジクをハウスで10アール作っています。冬場の野菜として、玉ねぎや里芋も作っています。

Q 実際に農業をして嬉しかったことは何ですか。

A 直売所や学童農園などで、自分が作った作物を食べたお客さんから「おいしい！」と直に喜んでもらえたことです。

Q 今後の目標は何ですか。

A 現在作っている農産物の生産規模を拡大すること、栽培技術を向上させて収量を増やすことです。

子どもの頃から農業機械が好きで、現在も熱心に農業に取り組んでいる永松さん。地域でも期待されている若い農家後継者さんです。これからも共に地域の農業を盛り上げていきましょう。

最 適 化 農 地 利 用 推 進 委 員 員 外



亀山 俊一 委員

編 集 後 記

昨年は、平成30年7月豪雨などの自然災害や、夏の猛暑に代表される気候の変化に見舞われた年でした。農業は自然が相手、多くの恩恵を受けると同時に、厳しさも感じさせられます。農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、農業委員会では農地利用の最適化を推進し、農業の振興に努めて参りますので、よろしくお願ひします。

久留米市農業委員会 広報部会

申請締切日	→	総会開催日
平成31年 3月25日(月)	→	平成31年 4月10日(水)
平成31年 4月19日(金)	→	平成31年 5月13日(月)
平成31年 5月27日(月)	→	平成31年 6月11日(火)
平成31年 6月25日(火)	→	平成31年 7月10日(水)
平成31年 7月25日(木)	→	平成31年 8月 9日(金)
平成31年 8月26日(月)	→	平成31年 9月10日(火)
平成31年 9月25日(水)	→	平成31年10月10日(木)
平成31年10月25日(金)	→	平成31年11月12日(火)
平成31年11月25日(月)	→	平成31年12月11日(水)
平成31年12月19日(木)	→	平成32年 1月10日(金)
平成32年 1月27日(月)	→	平成32年 2月12日(水)
平成32年 2月25日(火)	→	平成32年 3月11日(水)
平成32年 3月25日(水)	→	平成32年 4月10日(金)

※ 5月以降は元号が「平成」ではなく新元号となる予定ですが「平成」にて表記しています。

※ 4月と12月は、休日の関係上締切日が早くなりますので、ご注意ください。

平成31年度の農地法に基づく許可申請書の締切日と農業委員会総会の開催日は、左の表の日付を予定しております。

平成31年度 許可申請締切日と総会開催日

農地の「無断転用」をなくそう！
農地の転用には許可(届出)が必要です

農地は、大切な食糧の供給基盤であり、農業にとってかけがえのない財産です。

その農地を農地以外のもの(住宅地・駐車場・資材置場など)にすることを「農地転用」といいますが、「農地転用」するには農業委員会の許可(市街化区域内の農地は届出)が必要です。(農地を一時的に耕作以外の目的に利用する場合も「農地転用」に該当しますので、許可を得る必要があります。)

【原則、許可できない場合の例】

- ・ 農業振興地域内の農用地(青地)である場合
- ・ およそ10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある場合
- ・ 転用後の計画が明確でない場合(農地を管理できないから地目だけ変えたい、そのうち家を建てる予定だから許可だけ先に得たい等)

「農地転用」をお考えの際は、事前に農業委員会へご相談ください。

許可なく転用したら…

農地法に基づく転用許可(市街化区域内は届出)を受けない場合や、許可された目的と実際の利用状況が異なる場合は、無断転用として、工事の中止や農地への復元等の措置を命じられる場合があります。



*イラストは「平成24年度版農家相談の手引き(刊行:一般社団法人全国農業会議所)」より引用

農地改良(土盛り)も手続きが必要です

田んぼを畑にしたい、湿田を解消したいといった目的で、自ら土盛りを行う場合も、事前に農業委員会への手続きが必要です。

なお、土盛りを行う面積が10アール以下であり、土を盛る高さが1メートル以下、施工期間が3か月以内等の条件を満たしていれば、手続きが許可申請ではなく、届出になります。

農地の所有者を変えたい場合は…

農地を売買や贈与などで自分以外に所有権を移す場合も、農業委員会へ手続きを行い、許可を受ける必要があります。

所有者と農地を買い取りたい人との間で売買契約を結んだとしても、農業委員会の許可書がなければ、最終的に法務局での所有権移転の登記手続きができませんのでご注意ください。

※相続により農地の所有権を移す場合は、事前の許可は不要です。相続登記完了後、農業委員会へ届出を行ってください。

農業委員会視察研修報告(人吉市・玉名郡玉東町)

昨年11月20日と21日、農業委員会は、農地利用の最適化の推進活動の中で、特徴的な取り組みを行っている、熊本県の人吉市農業委員会と玉名郡玉東町農業委員会を訪問し、説明を受けました。

20日に訪問した人吉市農業委員会では、耕作放棄地を復旧し、近くの小学校の児童を対象に野菜の栽培体験会が行われていました。

説明の中で「子どもたちは、育った後の野菜の形は知っているが、小さな種一粒から立派な野菜が育っていく様子に驚いていましたよ。」という言葉が印象に残りました。耕作放棄地の解消から子どもたちの農業に対する興味や食育活動に結びつけた



▲ 人吉市での研修の様子

すばらしい事業でした。

21日に訪問した玉東町農業委員会では、農地パトロール(耕作放棄地の調査)の際に、地図等の情報が入ったタブレット型コンピュータを使って効率的に調査が行われていました。

「紙の地図を使うよりも農地が把握しやすく、間違いが少なくなり、パトロール終了後の情報の整理も簡単になった」と説明を受け、タブレットの使用方法などについて、質問や意見を取り交わしました。

耕作放棄地の解消に向けた取り組みにも、農業に対する興味を増やす、効率化を図るなど、様々な取組み方があると感じました。今回の視察研修の内容を踏まえて、農地利用の最適化へ取り組んでいきます。



▲ 玉東町での研修の様子

ふるさとくるめ農業まつり

昨年11月10日と11日、久留米百年公園で久留米の農産物のすばらしさをPRする「ふるさとくるめ農業まつり」が開かれ、多くの来場者でにぎわいました。

農業委員会は、11日にビンゴゲーム大会を実施し、約500名の方々に参加いただきました。

ビンゴゲーム大会では、景品として、久留米産の米、柿、野菜セット(リーフレタス・サラダ菜・ブロッコリー・キャベツの詰め合わせ)を配付し、久留米の農産物のPRを行いました。

また、ランドフィナーレでは、収穫したばかりの餅米を使って、農業委員と農地利用最適化推進委員が手作りした餅で餅まきを行い、まつりを盛大に締めくくりました。



▲ フィナーレの餅まきは大盛り上がり